介護保険料は忘れずに納めましょう

介護保険は、40歳以上の皆さまが納めている保険料が大切な財源になっています。
介護が必要になったとき、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。
65歳以上の方の介護保険料額は、前年の所得によって決定され、**７月中旬に決定通知書が送付されます。**

介護保険料（65歳以上の方）の納め方

・保険料の納め方は **特別徴収** ・ **普通徴収** に分かれます。
・65歳の誕生日の前日の属する月から保険料を納めます。

特別徴収　年金が年額18万円以上の方

年金から天引き

年金の定期支払い（年６回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月は決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

普通徴収　年金が年額18万円未満の方

納付書・口座振替

町から送付される納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。保険料納付は口座振替が便利です。

口座振替を希望される方は
・保険料の納付書
・預（貯）金通帳
・印鑑（通帳の届出印）

これらを持って役場、熊石総合支所、落部支所、相沼泊川出張所、町内各種金融機関等の窓口で手続きをしてください。

保険料額は、町から送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。

年金額が年額18万円以上の方でも、次のようなときは特別徴収となるまで一時的に普通徴収となります。
・年度途中で65歳になったとき
・年度途中で他の市町村から転入したとき
・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
・年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったときなど

介護保険料（40歳から64歳の方）の納め方

加入している医療保険の算定方法により保険料が決められ、医療保険料とあわせて納めます。

65歳以上の方の介護保険料の決め方

保険料は、所得に応じた負担になるように、基準額（第5段階）を基に、全9段階に設定しています。
保険料は、賦課期日（4月1日）の属する年の前年中の年金収入や給与所得などに応じて、次の図のとおり設定しています。

あなたの介護保険料額は？（平成27年度～29年度）

$$基準額 = \frac{八雲町の介護サービス給付費総額の22\%}{八雲町の65歳以上の人数}$$

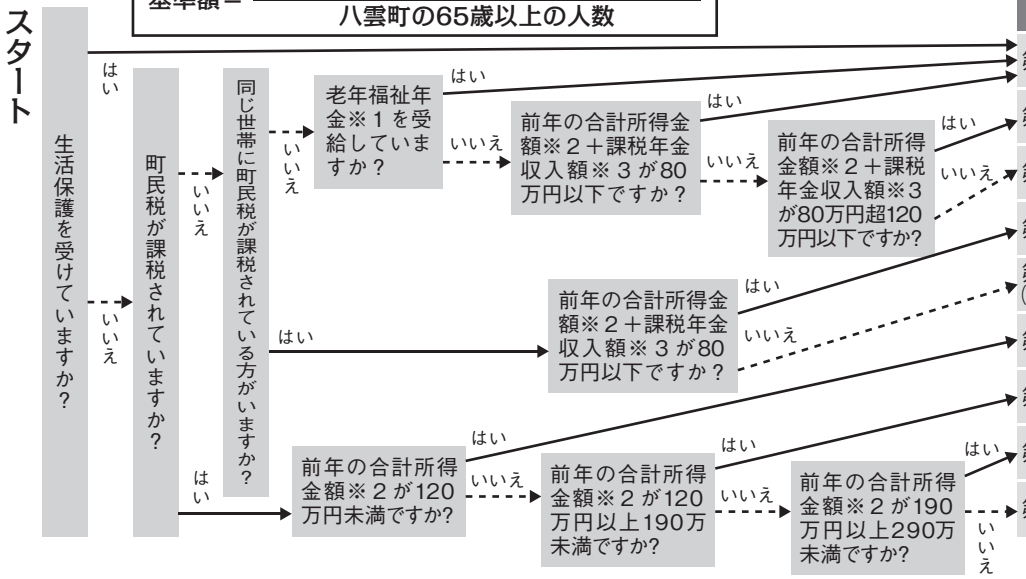

保険料段階	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	0.45	2,250円	27,000円
第2段階	0.75	3,750円	45,000円
第3段階	0.75	3,750円	45,000円
第4段階	0.9	4,500円	54,000円
第5段階（基準額）	1	5,000円	60,000円
第6段階	1.2	6,000円	72,000円
第7段階	1.3	6,500円	78,000円
第8段階	1.5	7,500円	90,000円
第9段階	1.7	8,500円	102,000円

※１　老齢福祉年金　　大正５年４月１日までに生まれた方の一部が対象になる年金で、一般的な老齢年金とは違います。
※２　合計所得金額　　収入金額から必要経費などを控除した額。年金収入のみの方は、年金収入額から公的年金控除を引いた額。
※３　課税年金収入額　老齢年金や退職年金などの収入額。障害年金や遺族年金は非課税扱いとなり、この収入額には含まれません。

【介護保険制度に関する問い合わせ】シルバープラザ保健福祉課介護保険係、熊石総合支所住民サービス課
【介護保険料に関する問い合わせ】財務課課税第１係、熊石総合支所地域振興課